

東京大学法務本部内規

令和4年3月3日

総長 裁定

改正 令和5年3月23日

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第13条第2項の規定に基づく室として総長室に設置される東京大学法務本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 本部は、本学における法務業務（リーガルマネジメント及びコンプライアンスの推進）の適正かつ円滑な遂行に資するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本学の法務業務の統括
- (2) 法務戦略の策定
- (3) 各部署が行う法務関連業務に関する検討及び助言
- (4) 法務本部会議の運営
- (5) その他本学におけるリーガルマネジメントに必要な業務

(組織)

第3条 本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

(本部長)

第4条 本部長は、本学の理事のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 本部長は、本部の業務を統括する。

(副本部長)

第5条 副本部長は、本学教職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

(本部員)

第6条 本部員は、本部長が指名する者をもって充てる。

(事務)

第7条 本部の事務は、関係部署の協力を得て、本部法務課において処理する。

(補則)

第8条 この内規に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この裁定は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和5年4月1日から実施する。